

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 21 号に規定するかご漁業いかかご漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	有共第 1 号及び有共第 21 号共同漁業権漁場内	別記 1 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 3 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	別記 2 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名郡長洲町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 4 号共同漁業権漁場内	12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	有共第 4 号及び有共第 21 号共同漁業権漁場内	別記 3 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 6 号及び有共第 21 号共同漁業権漁場内	別記 4 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市滑石に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 7 号及び有共第 21 号共同漁業権漁場内	別記 5 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市大浜町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 8 号共同漁業権漁場内	12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市横島町に住所を有する 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 6 のとおり	別記 6 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市横島町に住所を有する 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 9 号及び有共第 21 号共同漁業権漁場内	別記 7 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 9 号共同漁業権漁場内	12 月 15 日から 翌年 5 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 11 号、同第 12 号及び有共第 21 号共同漁業権漁場内	別記 8 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	有共第 11 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	別記 9 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 12 号及び有共第 21 号共同漁業権漁場内	別記 10 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 13 号及び有共第 21 号共同漁業権漁場内	別記 11 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区島口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 15 号及び有共第 21 号共同漁業権漁場内	別記 12 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区海路口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	有共第 15 号共同漁業権漁場内	12月15日から 翌年5月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区海路口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 15 号及び有共第 21 号共同漁業権漁場内	別記 12 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市住吉町、網津町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 19 号及び有共第 21 号共同漁業権漁場内	別記 13 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市長浜町、戸口町、下網田町、赤瀬町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 14 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇城市三角町に住所を有する 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	火共第1号共同漁業 権漁場内	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代市鏡町北新地、宝 出、鏡、野崎、内田に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記15のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代市に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	火共第2号共同漁業 権漁場内	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代市に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	火共第3号共同漁業 権漁場内田浦地先	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 芦北町大字田浦町、大 字海浦、大字小田浦、 大字井牟田に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	火共第4号及び同第7号共同漁業権漁場内	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記16のとおり	別記16のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町上、中に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記17のとおり	別記17のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町上、登立に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記18のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町維和に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 19 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町維和に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 20 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市松島町阿村に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 21 のとおり	別記 22 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町楠甫に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 22 のとおり	別記 23 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市松島町合津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 23 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市姫戸町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 24 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 25 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 26 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町大道に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 27 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町大道に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 28 のとおり	別記 28 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町大浦、須子、赤崎、上津浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 29 のとおり	別記 29 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町大島子に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 30 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市下浦町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 31 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市河浦町宮野河内に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 32 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市倉岳町宮田、棚底に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 33 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市栖本町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 36 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市御所浦町御所浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 37 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市御所浦町御所浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 38 のとおり	1月1日から 6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市御所浦町御所浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業時期

有共第 1 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで

別記 2

操業時期

有共第 3 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで

別記 3

操業時期

有共第 4 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで

別記 4

操業時期

有共第 6 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで
別記 5

操業時期

有共第 7 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで

別記 6

操業区域及び操業時期

操業区域	操業時期
有共第 8 号共同漁業権漁場内	12 月 15 日から 5 月 31 日まで
以下の区域、ただし有共第 21 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場内は除く。	12 月 15 日から翌年 4 月 5 日まで

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域、及び、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びクを順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点有第 5 号（玉名郡長洲町新川港北側防波堤突端中央下部点から 1.15 メートルのところ）

基点 2 熊本県漁場基点有第 6 号（玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界）

基点 3 熊本県漁場基点有第 9 号（玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））

ア 基点 1 と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 93 度 28 分、1,831.5 メートルのところ

イ 基点 1 と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点 1 を基点として右 93 度 28 分、2,692.6 メートルのところ

ウ 基点 2 から真方位 240 度 50 分 35.2 秒、6,860.1 メートルのところ

エ 基点 3 から真方位 245 度 7 分 44. 6 秒、8,164.6 メートルのところ

オ 基点 3 から真方位 260 度 53 分 45. 3 秒、4,501.0 メートルのところ

カ 基点 2 から真方位 201 度 31 分 28 秒、3,800.2 メートルのところ

キ 基点 2 から真方位 222 度 16 分 57.2 秒、2,766.4 メートルのところ
ク 基点 3 から真方位 258 度 20 分 21.1 秒、4,364.9 メートルのところ
ケ 基点 3 から真方位 243 度 32 分 48.2 秒、8,085.4 メートルのところ
コ タから真方位 228 度 48 分 8.6 秒、3,228.3 メートルのところ
サ 基点 3 から真方位 215 度 32 分 45.3 秒、8,501.2 メートルのところ
シ 基点 3 から真方位 212 度 20 分 14.1 秒、8,705.9 メートルのところ
ス 基点 3 から真方位 179 度 31 分 18.7 秒、5,318.5 メートルのところ
セ 基点 3 から真方位 201 度 11 分 9.2 秒、4,140.4 メートルのところ
ソ 基点 3 から真方位 245 度 44 分 41 秒、3,909 メートルのところ
タ 基点 3 から真方位 229 度 4 分 33.6 秒、4,768.3 メートルのところ

別記 7

操業時期

有共第 9 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで

別記 8

操業時期

有共第 11 号及び同第 12 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで

別記 9

操業時期

有共第 11 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで

別記 10

操業時期

有共第 12 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで

別記 11

操業時期

有共第 13 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで

別記 12

操業時期

有共第 15 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで

宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の有共第 21 号共同漁業権漁場内：12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで

別記 13

操業時期

操業区域	操業時期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	12 月 15 日から翌年 5 月 31 日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	12 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで

ただし有共第 19 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内に限る。

別記 14

操業区域

甲、ア、イ、ウ、エ、オ、乙を順次に結んだ線及びカ、キを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

甲 熊本県漁場基点火第 25 号（宇城市不知火町亀崎と同町永尾との境界「通称二本松」）

乙 熊本県漁場基点火第 7 号（宇城市三角町戸馳島片島灯台）

ア 甲と上益城郡甲佐岳山頂を見通した線から甲を基点として東南へ 72 度 15 分、636 メートルのところ

イ アから上天草市維和島南端を見通した線と宇城市三角町船津と同町大岳の境界から八代市大島南端を見通した線とが交わる場所

ウ エと八代市大島南端を結んだ線の中央点

エ 乙と八代市弁天島山頂を見通した線から乙を基点として南西へ 2 度 32 分、663 メートルのところ

オ 乙と八代市弁天島山頂を見通した線から乙を基点として南西へ 65 度 32 分、181 メートルのところ

カ 宇城市三角町戸馳本村大崎

キ 宇城市三角町金桁崎

別記 15

操業区域

不知火海

ただし、火共第 2 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。

1 葦北郡芦北町御立岬（只崎）と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の区域。

2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町樋島琵琶の首を見通した延長線以西の区域。

ただし、1 の区域を除く。

別記 16

操業区域	操業期間
<p>1 天草有明海の天共第 1 号共同漁業権漁場内。</p> <p>2 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）串崎鼻から同町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 1 日から 翌年 6 月 30 日 まで</p>
<p>3 天草市五和町（以下、「五和町」という）亀島北端から上天草市松島町（以下、「松島町」という）高杣島山頂を見通した線以南と天草市有明町赤崎と上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 16 日から 翌年 6 月 30 日 まで</p>
<p>4 天草有明海及び下記の区域。 ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び 3 の海域を除く。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 1 号共同漁業権漁場内 大矢野町中地先）。 ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。</p> <p>基点 1 大矢野町中と大矢野町上との境界点 基点 2 熊本県漁場基点天第 84 号（松島町高杣島北西端） 基点 3 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端） 基点 4 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端） 基点 5 大矢野町中と大矢野町登立との境界点</p> <p>ア 基点 1 から五和町御領長崎鼻を見通した線上、基点 1 から 4,500 メートルのところ イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ ウ 基点 2 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点 オ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点</p>	<p>1 月 1 日から 6 月 30 日まで</p>

<p>カ 基点 3 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ</p> <p>キ 基点 3 から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ</p> <p>ク 基点 4 から松島町船人島北端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ</p> <p>ケ 笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点</p> <p>コ 横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ</p> <p>サ 維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ</p> <p>シ 基点 5 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 5 から 540 メートルのところ</p>	
---	--

別記 17

作業区域	作業期間
<p>1 天草有明海の天共第 1 号共同漁業権漁場内</p> <p>2 上天草市大矢野町串崎鼻から同町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで</p>
<p>3 天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杓島山頂を見通した線以南と天草市有明町赤崎と上津浦との海岸線 における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 16 日から 翌年 6 月 30 日まで</p>
<p>4 天草有明海 ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び 3 の海域を除く。</p>	<p>1 月 1 日から 6 月 30 日まで</p>

別記 18

操業区域（不知火海）

次の 1 及び 2 の区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

- 1 葦北郡芦北町御立岬（只崎）と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の不知火海
- 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。ただし 1 の区域を除く。

別記 19

操業区域

次の 1 及び 2 の区域

1 次の①及び②の区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

- ① 葦北郡芦北町御立岬（只崎）と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の不知火海。
- ② 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。ただし①の区域を除く。

2 大矢野町維和地先

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点火第 5 号（宇城市三角町（以下、「三角町」という）戸馳大崎の鼻）

基点 2 熊本県漁場基点天第 41 号（上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）大潟塔ノ崎東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 4 熊本県漁場基点火第 7 号（三角町戸馳島灯台）

ア 基点 1 と三角町寺島灯標を見通した線から基点 1 を基点として右へ 292 度 40 分、181 メートルのところ

イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ

ウ 維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

エ 横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

オ 笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点

カ 基点 3 から上天草市松島町（以下、「松島町」という）船人島北端を見通した線上、基点 3 から 900 メートルのところ

キ 基点 3 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 3 から 720 メートルのところ

ク 基点 3 と松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ

ケ 基点 3 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ

コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ

サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ

シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ

別記 20

操業区域（阿村東地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、基点 3 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 上天草市松島町（以下、「松島町」という）と上天草市姫戸町との海岸線における境界

基点 2 上天草市大矢野町上大戸鼻南端

基点 3 松島町下大戸鼻灯台

ア 基点 1 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 1 から 2,400 メートルのところ

イ 基点 2 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ

ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ

別記 21

操業区域（松楠地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、基点 5 を順次に結んだ線、タ、チを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、ケ、コ間は瀬戸の中央点とする。

基点 1 天草市有明町（以下、「有明町」という）楠甫と有明町大浦との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という）高杳島北西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 5 松島町合津と松島町阿村との境界点の位置

ア 基点 1 から真方位 67 度、126 メートルのところ

イ 有明町竜崎から真方位 185 度、417 メートルのところ

ウ 有明町竜崎から真方位 105 度、540 メートルのところ

エ 有明町竜崎から真方位 42 度、900 メートルのところ

オ 有明町飛龍島頂点から真方位 45 度、630 メートルのところ

カ 基点 2 と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

キ 基点 3 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

ク 基点 3 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ

ケ 松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点

コ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

サ 基点 4 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 4 から 540 メートルのところ

シ 基点 4 から真方位 275 度、360 メートルのところ

ス 松島町前島北端から真方位 10 度、54 メートルのところ

セ 松島町前島東端から 90 度、90 メートルのところ

ソ 基点 5 から真方位 310 度、200 メートルのところ

タ 松島町教良木園部新地樋門中央

チ タと松島町教良木天草広域連合松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からタを基点として右へ 242 度の線が対岸と交わる場所

別記 22

操業区域	操業期間
<p>天草有明海</p> <p>1 天草有明海の天共第 3 号共同漁業権漁場内</p> <p>2 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）串崎鼻から大矢野町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海 ただし、共同漁業権漁場内を除く</p>	<p>12 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで</p>
<p>3 天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杓島山頂を見通した線以南と天草市有明町（以下、「有明町」という）赤崎と有明町上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海 ただし、共同漁業権漁場内を除く</p>	<p>12 月 16 日から 翌年 6 月 30 日まで</p>
<p>4 天草有明海 ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び 3 の海域を除く</p>	<p>1 月 1 日から 6 月 30 日まで</p>

別記 23

操業区域（姫戸地先・不知火海）

次の 1 及び 2 の区域

ただし、基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 3 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第 12 号共同漁業権漁場内姫戸地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

- 1 葦北郡芦北町御立岬（只崎）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という）小島を結んだ線以北の不知火海
- 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という）琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海
ただし、1 の区域を除く

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（龍ヶ岳町と姫戸町との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 248 号（姫戸町舟揚島東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 249 号（姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界）

- ア 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ
- イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、龍ヶ岳町黒島北端から 1,000 メートルのところ
- ウ 基点 2 と八代市黒島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 39 度、1,800 メートルのところ
- エ 基点 3 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 3 から 2,400 メートルのところ

別記 24

操業区域（高戸地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 2 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町網代鼻南端）

ア 龍ヶ岳町松が鼻南端（松が鼻灯台）

イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わる場所

ウ 基点 1 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

エ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

カ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

シ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

別記 25

操業区域（樋島地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と同市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 236 号（龍ヶ岳町樋島南端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号（龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端）

ア 基点 2 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

イ 基点 3 と天草市御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ

ウ 基点 3 と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ

エ 基点 4 と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

カ 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

サ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

シ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

別記 26

操業区域（大道地先・不知火海）

次の 1 及び 2 の区域。

ただし、基点 1、基点 9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 12 号共同漁業権漁場内 大道地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

1 葦北郡芦北町御立岬（只崎）と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の不知火海。

2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という）琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。ただし、1 の区域を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（龍ヶ岳町切支丹鼻南端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号（龍ヶ岳町ダテク島南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 230 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という）猿子島北西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 231 号（御所浦町横浦島北端）

基点 5 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 6 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 7 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

基点 8 熊本県漁場基点天第 222 号（御所浦町困窮島北端）

基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）

基点 10 熊本県漁場基点天第 266 号（御所浦町嵐口崎北端）

ア 横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町との境界

イ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

ウ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と天草市戸の崎南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 21 度 25 分、1,100 メートルのところ

オ 基点 2 から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 2 から 1,100 メートルのところ

カ 基点 2 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 2 から 220 メートルのところ

キ 基点 2 と大通越鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ

ク 基点 8 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 8 から 270 メートルのところ

ケ 基点 8 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 8 から 180 メートルのところ

コ 基点 3 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ

サ 基点 6 から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 6 から 900 メートルのところ

シ 基点 4 と基点 9 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ

ス 基点 5 と基点 4 を見通した線から基点 5 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ

セ 基点 5 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 5 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

ソ タから真方位 191 度 30 分の線が、セからチを見通した線と交わるころ

タ 龍ヶ岳町松が鼻南端（松が鼻灯台）

チ 基点 10 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 10 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

別記 27

操業区域（大道地先）

基点 1、基点 9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号（龍ヶ岳町ダテク島南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 230 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）猿子島北西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 231 号（御所浦町横浦島北端）

基点 5 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 6 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 7 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

基点 8 熊本県漁場基点天第 222 号（御所浦町困窮島北端）

基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）

基点 10 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

ア 横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町との境界

イ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

ウ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と天草市戸の崎南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 21 度 25 分、1,100 メートルのところ

オ 基点 2 から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 2 から 1,100 メートルのところ

カ 基点 2 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 2 から 220 メートルのところ

キ 基点 2 と大通越鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ

ク 基点 8 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 8 から 270 メートルのところ

ケ 基点 8 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 8 から 180 メートルのところ

コ 基点 3 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ

サ 基点 6 から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 6 から 900 メートルのところ

シ 基点 4 と基点 9 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ

ス 基点 5 と基点 4 を見通した線から基点 5 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ

セ 基点 5 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 5 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

ソ タから真方位 191 度 30 分の線が、セからチを見通した線と交わるところ

タ 龍ヶ岳町松が鼻南端（松が鼻灯台）

チ 基点 10 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 10 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

別記 28

操業区域		操業期間
天 草 有 明 海	<p>1 天草有明海の天共第 4 号共同漁業権漁場内。</p> <p>2 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）串崎鼻から大矢野町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで</p>
	<p>3 天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杓島山頂を見通した線以南と天草市有明町（以下、「有明町」という。）赤崎と有明町上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 16 日から 翌年 6 月 30 日まで</p>
	<p>4 天草有明海。ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び 3 の海域を除く。</p>	<p>1 月 1 日から 6 月 30 日まで</p>

別記 29

操業区域		操業期間
天 草 有 明 海	<p>1 天草有明海の天共第 5 号共同漁業権漁場内。 2 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）串崎鼻から大矢野町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで</p>
	<p>3 天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杣島山頂を見通した線以南と天草市有明町赤崎と上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 16 日から 翌年 6 月 30 日まで</p>
	<p>4 天草有明海。ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び 3 の海域を除く。</p>	<p>1 月 1 日から 6 月 30 日まで</p>

別記 30

操業区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内旧本渡市地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点 2 を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と天草市新和町（以下、「新和町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から真方位 105 度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点 1 と対岸との中央点

イ 楠浦町観音東端から檜浦西の鼻を見通した線上、観音東端と檜浦西の鼻との中央点

ウ 檜浦北の鼻から真方位 305 度、180 メートルのところ

エ 天草市上血塚島西端から真方位 244 度、540 メートルのところ

オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ

カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 基点 2 から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 2 から 900 メートルのところ

ク 楠浦町大門港記念碑

ケ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

別記 31

操業区域（宮野河内地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 181 号（河浦町上の島灯台）

基点 5 熊本県漁場基点天第 179 号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 基点 3 と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 354 度 10 分、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ

カ 基点 5 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 10 度 43 分の線と新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線とが交わるころ

別記 32

操業区域（倉岳地先）

次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ線及びカと基点 1 を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

ア 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界

イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界

カ 龍ヶ岳町横島北端

別記 33

操業区域（栖本地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

別記 34

操業区域（嵐口）

別記 35

操業区域（御所浦地先・不知火海）

次の 1 及び 2 の区域

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点 11 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 13 号共同漁業権漁場内御所浦地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

1 葦北郡芦北町御立岬（只崎）と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の不知火海。

2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という）琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。ただし、1 の区域を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という）田の尻川河口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 410 号（御所浦町大浦ウサギ鼻突端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 263 号（御所浦町ノサバ崎南西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号（龍ヶ岳町ダテク島南端）

基点 5 熊本県漁場基点天第 222 号（御所浦町困窮島北端）

基点 6 熊本県漁場基点天第 230 号（御所浦町猿子島北西端）

基点 7 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 8 熊本県漁場基点天第 231 号（御所浦町横浦島北端）

基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）

基点 10 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 11 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 201 度 15 分、2,565 メートルのところ

ウ 基点 2 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度、1,100 メートルのところ

エ 基点 3 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 339 度 23 分、1,100 メートルのところ

オ 鹿児島県出水郡長島町タグイ崎の突端から 116 度、3,350 メートルのところ

カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から 720 メートルのところ

キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町（以下、「新和町」という）惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から 1,100 メートルのところ

ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から 1,100 メートルのところ

ケ 基点 4 から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 4 から 1,100 メートルのところ

コ 基点 4 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 4 から 220 メートルのところ

サ 基点 4 と大通越を見通した線から基点 4 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ

シ 基点 5 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 5 から 270 メートルのところ

ス 基点 5 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 5 から 180 メートルのところ

セ 基点 6 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 6 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ

ソ 基点 7 から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 7 から 900 メートルのところ

- タ 基点 8 と基点 9 を見通した線から基点 8 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ
- チ 基点 10 と基点 8 を見通した線から基点 10 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ
- ツ 基点 10 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 10 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ
- テ 基点 11 から真方位 0 度 (真北)、460 メートルのところ

別記 37

操業区域（御所浦地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点 11 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 410 号（御所浦町大浦ウサギ鼻突端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 263 号（御所浦町ノサバ崎南西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）ダテク島南端）

基点 5 熊本県漁場基点天第 222 号（御所浦町困窮島北端）

基点 6 熊本県漁場基点天第 230 号（御所浦町猿子島北西端）

基点 7 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 8 熊本県漁場基点天第 231 号（御所浦町横浦島北端）

基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）

基点 10 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 11 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 201 度 15 分、2,565 メートルのところ

ウ 基点 2 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度、1,100 メートルのところ

エ 基点 3 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 339 度 23 分、1,100 メートルのところ

オ 鹿児島県出水郡長島町タグイ崎の突端から 116 度、3,350 メートルのところ

カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から 720 メートルのところ

キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町（以下、「新和町」という。）惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から 1,100 メートルのところ

ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から 1,100 メートルのところ

ケ 基点 4 から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 4 から 1,100 メートルのところ

コ 基点 4 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 4 から 220 メートルのところ

サ 基点 4 と大通越を見通した線から基点 4 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ

シ 基点 5 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 5 から 270 メートルのところ

ス 基点 5 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 5 から 180 メートルのところ

セ 基点 6 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 6 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ

ソ 基点 7 から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 7 から 900 メートルのところ

タ 基点 8 と基点 9 を見通した線から基点 8 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ

チ 基点 10 と基点 8 を見通した線から基点 10 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ

ツ 基点 10 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 10 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

テ 基点 11 から真方位 0 度（真北）、460 メートルのところ